


監 査 報 告 書

平 29 年 5 月 26 日

学校法人桜花学園
理事会御中

学校法人桜花学園

監事 狩野 宏 

監事 大村 裕江 

私達は学校法人桜花学園の監事として、私立学校法第 37 条第 3 項に基づいて、同学園の平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）を含め、学校法人の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

監査の結果私達は、学校法人の業務に関する決定及び執行は、適切であり、財産目録及び計算書類は、会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産に関し、不正な行為又は法令若しくは寄付行為に違反する、重大な事実はないものと認めました。

以上